

益田市週休 2 日工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっている。その対応策の一つとして、週休 2 日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るため、「週休 2 日工事」の実施に当たり必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 「週休 2 日工事」における「週休 2 日」とは、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の開始）から、工期末の 20 日前までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

4 「発注者指定型」とは、発注者が、週休 2 日の確保に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休 2 日の確保に取り組まなければならない。

5 「受注者希望型」とは、受注者が、週休 2 日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休 2 日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

(対象工事)

第 3 条 益田市（建築課を除く）が所管する全ての工事を対象に週休 2 日工事（発注者指定型）で発注することを原則とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関連工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）については、「益田市週休 2 日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）」を適用するものとする。

2 （発注者指定型）

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とする。

（１）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例 1）災害復旧工事

例 2）その他緊急的、時間的制約があるもの

例 3）工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

（２）道路及び河川維持管理業務等

(3) 請負対象金額が、500万円未満の軽微な工事

3 (受注者希望型)

第4項に定める工事(災害復旧工事)、第5項に定める工事(軽微な工事)を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 当初工期の設定において、制限があり標準的な工期が確保できない工事

(2) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

4 (災害復旧工事の取り扱い)

災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

対象外工事で起案した災害復旧工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

5 (軽微な工事の取り扱い)

請負対象金額が、500万円未満の軽微な工事については受注者希望型の対象とする。

対象外工事で起案した軽微な工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

(実施方法)

第4条 発注者は、設計図書に「益田市週休2日工事特記仕様書」を添付するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、災害復旧工事は契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、発注者指定型においては、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表(益田市版)」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

5 その他実施に当たっては、「益田市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

する。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日相当(4週8休以上)を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(工事費の積算)

第6条 「発注者指定型」においては、それぞれの経費に4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

(2) 補正係数

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

※下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準(土木工事)を適用する工種に適用

※市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。

※土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第8条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事看板)

第9条 週休2日工事の受注者は、週休2日工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

附則

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

（適用）

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	月単位及び交替制は適用除外		
鉄筋工（ガス圧接工）		1.02			
インターロッキングブロック工	設置	1.01			
	撤去	1.02			
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00			
	撤去	1.02			
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00			
	撤去	1.02			
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02			
	撤去	1.02			
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01			
防護柵設置工（落石防止網）		1.01			
法面工		1.01			
吹付砕工		1.01			
木材チップ植生基材吹付工		1.01			
道路植栽工	植樹	1.02			
	剪定	1.02			
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01			
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02			
薄層カラー舗装工		1.00			
道路標識設置工	設置	1.00			
	撤去・移設	1.02			
道路付属物設置工	設置	1.01			
	撤去	1.02			
公園植栽工		1.02			
軟弱地盤処理工		1.01			
橋面防水工		1.01			
グルーピング工		1.00			
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02			
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01			
硬質塩化ビニル管設置工		1.01			
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01			
砂基礎工	人力施工	1.02			
砂基礎工	機械施工	1.02			
砕石基礎工	人力施工	1.02			
砕石基礎工	機械施工	1.02			
組立マンホール設置工		1.02			
小型マンホール工		1.00			
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00			
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取付工	1.01			

※「木材チップ現地破碎工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	月単位及び交替制は適用除外		
高視認性区画線工		1.02			
橋梁塗装工		1.01			
構造物とりこわし工	機械	1.02			
	人力	1.02			
コンクリートブロック積工		1.02			
排水構造物工		1.02			
鋼製排水溝設置工		1.02			
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01			
	高所作業車	1.01			
表面含浸工	固定足場	1.02			
	高所作業車	1.02			
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02			
	高所作業車	1.02			
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02			
	高所作業車	1.02			
漏水対策材設置工	固定足場	1.02			
	高所作業車	1.02			
防草シート設置工		1.01			
紫外線硬化型F R Pシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01			
	高所作業車	1.01			
塗膜除去工		1.02			
バキュームブラスト工		1.01			
道路反射鏡設置工	設置	1.00			
	撤去	1.02			
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02			
機械式継手工		1.02			
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02			
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01			
F R P製格子状パネル設置工		1.00			
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02			
支承金属溶射工		1.02			
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02			

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

(様式2)

週休2日工事履行証明書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

(受注者名)

貴県発注の下記工事について、週休2日工事の実績を証明願います。

工 事 名 :
工 事 箇 所 :
工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
竣 工 検 査 日 : 令和 年 月 日
受 注 者 名 :

週休2日の実績内容 : ○週○休以上(現場閉所率○%以上)

※○に下記を参考に該当の数字を記載する。

①4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)

②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上)

③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上)

④4週8休以上(交替制28.5%以上)

⑤4週7休以上4週8休未満(交替制25.0%以上)

⑥4週6休以上4週7休未満(交替制21.4%以上)

下線部分は該当内容を記載後、行を削除すること。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)

(証明する機関の長) 印

ご迷惑をおかけします

週休 2 日工事

道路の〇〇〇を
行っています。

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

道路新設工事

発注者	益田市〇〇部〇〇課
	電話 〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇建設株式会社
	現場代理人 〇〇 〇〇
	電話 〇〇-〇〇〇〇
	緊急時 〇〇-〇〇〇〇